

## 第 63 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 28 年 7 月 12 日(火) 15 時 00 分～17 時 10 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：輿水肇会長、越澤明会長職務代理

植木陽子委員、野口景子委員、山本俊文委員

秋山哲雄委員、石川幹子委員、岩田晴夫委員

欠席委員：入江彰昭委員、志村直愛委員

永井みどり課長：定刻となりましたので、これより、第 63 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。

私、まちづくり景観部みどり課長の永井です。よろしくお願いいたします。また、本日は、新たな任期のもとで開催される、最初の緑政審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

永井みどり課長：ありがとうございます。新たな任期での審議会となりますので、はじめに、副市長の小林昭より、ご挨拶をさせていただきます。

小林副市長：副市長の小林でございます。今日はお忙しい中、緑政審議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。引き続き委員をお願いする皆様、そして、新たに緑政審議会の委員を委嘱させていただく皆様、重ねてお礼を申し上げる次第であります。

皆さんご案内の通り、鎌倉という街は、緑という魅力が都市の基盤で、大きな役割を果たしています。それと同時にこれらの都市の特性を活かしながら、まちづくりをし、それを後世に伝えるということで、市民憲章にも基本的な考え方を掲げています。また、ご案内のとおり、古都ということで、緑、そして歴史的資産を都市の基盤として次代に引き継いでいくという責務があるのかなと考えています。私が申し上げるまでもなく、平成 8 年に本市では緑の基本計画の策定がありまして、それを契機に土地所有者をはじめ、市民の皆さま方はもとより、国、県、関係機関のご協力をいただきながら、そして、何よりもこの緑政審議会でも色々な答申をいただき、これまで緑の基本計画の実現に取り組んできたところがございます。そして、とりわけ、広町、台峯、常盤山と言った三大緑地をはじめとしまして、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等重要な緑地を保全する等独自の成果をあげてきました。しかしながら、本市は、この緑の基盤の中で、多くの公共施設、あるいは社会基盤施設を管理しているわけですが、これらの施設が老朽化しておりまして、また、住民も高齢化する中で、対人経費も拡大をしています。個人市民税を主たる税収としている都市として、大変厳しい財政運営の中で、この緑の問題にも取り組まなければならないという状況でございます。市の緑地保全基金の動向を見ましても、これが緑の施策を推進する言わば後ろ盾となっていたわけですが、これが減少傾向に推移していま

す。このまま進んでいくと、平成 32 年にはこれが枯渇をするという予測をしているところでもあります。また、取得した緑地は、管理をしていかなければならないものです。色々な形で市民の参加もお願いをしている中ではありますが、こういう緑地の管理というのも課題となってきた状況です。そういう中で、これまでの成果を踏まえつつ、いかに持続的にこの、緑を基盤とする鎌倉という都市を将来に伝えていくかということが我々に課された課題なのかなと考えているところでもあります。

皆様方には、2 年間という任期の中で、このような状況をご理解いただきながら、様々な問題についてご審議を賜るということで、幅広いご意見を賜ればと思っている次第でございます。最後に、色々な課題につきまして、改めて色んな知恵を頂きたいということをお願い申し上げまして私の挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

永井みどり課長：本日は、会議に先立ち委嘱式を行い、委員及び事務局職員の紹介の後、会長の選出を行い、その後は、会長の進行により、次第に沿って、会議を進めていただくことといたします。それでは、これより委嘱式を行います。委嘱式は、本年 1 月 23 日の任期が始まる日に執り行うのが正式と存じますが、審議会の開催に合わせて、本日、行うこととさせていただきます。これから、副市長が、各委員の席に委嘱状をお持ちして、お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱式)

永井みどり課長：本日欠席の入江委員、志村委員、遅れる旨の連絡をいただいている越澤委員については、あらためて、事務局から委嘱状をお渡しするようにいたします。なお、副市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(副市長退席)

永井みどり課長：続きまして、私以外の事務局の職員を紹介させていただきます。

(課長以上職員紹介)

永井みどり課長：以上が、事務局となりますが、本日は議事の関係上、歴史まちづくり推進担当担当課長の不破が出席しております。また、紹介は省略させていただきますが、他に事務局として関係職員を出席させております。

永井みどり課長：続きまして、大変恐縮ですが、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。お手元に、委員名簿を準備させていただきましたので、ご参照くだされば幸いです。興水委員から順番に一言ずつお願いいたします。

興水委員：興水でございます。よろしくお願い致します。鎌倉市の緑行政を取り巻く情勢は非常に厳しいと先ほど副市長の方からお話が出ていました。身が引き締まる思いでございます。い

ろんな意味で厳しいと言うことでしょうか、鎌倉市は全国で見れば、緑に関しては先進都市、一番がんばっている都市であることは間違いないです。そういう意味で鎌倉市の緑行政について少しでもご助言なり、お手伝いができることに対して嬉しく思っています。先ほどの副市長のお言葉ですが、私に言わせれば、では、どうすればよいか。お金が無ければ汗を出す。汗を出さねば知恵を出す。そういうことにつきるのではないかと思います。微力ながらどうぞよろしく申し上げます。

石川委員：石川でございます。今、小林副市長から短い時間でしたけれども、今までの鎌倉の緑の流れを伺いまして、つくづく鎌倉は常に時代を切り開いてきたと思います。問題がその都度その都度色々出てきて、今回は本当に大きな時代の転換点に直面していると思うのですが、やはりパイオニアであったという誇りをもって、緑政審に務めさせていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

岩田委員：岩田です。一応生物が専門なのですが、本来の専門は有機地球科学で、地球規模というマクロの視点で物質の循環、エネルギー循環についてやっています。前回の緑の基本計画の改訂の時に問題になったのですが、ある程度緑地の保全が法的に担保されてきたのですが、せっかく担保されてきた所が、生物の面で考えますと、例えば生物多様性というパラダイムサイクルに、集約されていると思いますが、せっかくの緑地が、質的には非常に落ちている現状だと思えます。今後、積極的にやはりそれをどのように改善するかが課題だと思っており、皆さんのお力をいただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

山本委員：市民委員の山本です。どうぞよろしく申し上げます。私は鎌倉に住んで 19 年目くらいになりますが、鎌倉に住むようになったのは、緑が豊富だと言うことで、それ以来気に入って住んでおります。以前も、鎌倉のあちこちを歩きまして、鎌倉広町緑地とか鎌倉中央公園ができる前から、人の行かないような細い道まで入って歩き回っていました。今まではどちらかと言うと緑を利用するばかりでしたが、今回緑政審議会の市民委員ということで、お金は無いのですが、汗と知恵だけは出して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

野口委員：市民委員の山ノ内在住の野口と申します。よろしくお願いいいたします。私は在職中に家庭園芸の雑誌の編集をしておりまして、退職してからは東京都の公園審議会の委員をさせていただいておりました。そのような経験が今回活かせるかどうかはわかりませんが、一生懸命務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

植木委員：植木と申します。よろしく申し上げます。子どものころから鎌倉に住んでいまして、目の前の雑木林が変わっていく姿を見ていて、次の世代の小さい子どもたちにより良い緑を残していくお手伝いさせていただきたく思いました。よろしくお願いいいたします。

秋山委員：今回初めて参りました国士舘大学の、お手元の名簿には准教授となっておりますが、幸か不幸か 4 月から教授になりまして、ご連絡しておりませんでした。失礼いたしました。私は学生時代に鎌倉の発掘のアルバイトをしていまして、地面の下から色々なものが出てくることに喜びを感じました。一方、発掘というのは破壊行為でもあるわけで、緑を考える時には、歴史のために緑を伐採するというのは返って逆効果になりますので、歴史的な面からお話ができればいいかなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

永井みどり課長：どうもありがとうございました。秋山先生におかれましては大変失礼いたしました。

た。修正した名簿を委員の皆様を送付させていただくようにします。その他に今日お見えになっていない方、3名いらっしゃいますけれども、緑政審議会委員の改選については、第 61 回の当審議会にお示した委員改選の方針どおり手続を進め、本年 1 月 23 日に、皆様に委員を委嘱させていただき、10 名の委員構成となっておりますことをご報告します。

それでは、早速審議会を進めてまいりたいと思いますが、会長が選出されるまでの間、まちづくり景観部長が議長を務めさせていただきます。

大場まちづくり景観部長：会長の選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、ただ今より、第 63 回緑政審議会を開催いたします。事務局から、委員の出席等について、報告をお願いいたします。

永井みどり課長：今日は、入江委員、志村委員から欠席のご連絡をいただいております。また、越澤委員からは少々遅れる旨のご連絡をいただいておりますが、現在、委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしてございます、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項に従い、審議会が成立していることを報告いたします。

大場まちづくり景観部長：続いて本日の次第の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お配りしている次第（案）について、説明いたします。最初に次第の 1 として、『会長及び会長職務代理の選出』、次に次第の 2、『審議事項』として、「傍聴者の取り扱い」「会議資料の公開」「前回審議会議事録の確認」「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等」の 4 議題をお願いしたいと考えております。

また、本日、諮問・答申事項はございませんが、次第の 3、『報告事項』として、「平成 27 年度緑政実績について」「（仮称）鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について」「（公財）鎌倉風致保存会が受けた表彰について」の 3 項目、次第の 4、『その他』として、「第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について」「古都保存法施行 50 周年記念事業について」「歴史的風致維持向上計画の策定について」等を予定しています。

大場まちづくり景観部長：本日の次第（案）について、説明がありましたが、いかがでしょうか。

（意見なし）

大場まちづくり景観部長：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

## 1 審議事項

### (1) 会長及び会長職務代理の選出

大場まちづくり景観部長：次第 1 の会長及び会長職務代理の選出をお願いしたいと思います。まず、会長の選出ですが、先ほどもご参照いただいた「緑政審議会規則第 2 条第 1 項」で、「委員の互選によってこれを定める」ことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

岩田委員：これまでのご経験と実績から引き続き興水委員をお願いするのが一番良いと思います。

大場まちづくり景観部長：ただ今、岩田委員から「興水委員を会長に」というご発言がありました。皆さんいかがでしょうか。興水委員、よろしいですね。

(異議なし。興水委員承諾)

大場まちづくり景観部長：興水委員にお引き受けいただいたということで、会長を興水委員に決めました。早速ですが、会長席にお移りいただき、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

興水会長：先ほど皆さんに向けてご挨拶させていただきました。ただいま、会長にご選出いただきましてありがとうございます。今までも経験はしておりますが、緑政審は大事な審議会と心得ていますので、皆さまのご協力によって、円滑に、また鎌倉市の緑について、大事なことをご意見とともに支えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

ここにございますけれども、会長職務代理の選出を行った後に、審議に入りたいと思っております。会長職務代理については、審議会規則第 2 条第 3 項で「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ことになっております。皆様方のお許しを得られれば、ぜひこれまでもお願いしていますが越澤委員に会長職務代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

興水会長：特に異議がないということでしたので、越澤委員をお願いしたいと思います。

## 2 審議事項

### (1) 傍聴者の取り扱いについて

興水会長：それでは、次第 2 の審議事項(1)の「傍聴者の取り扱いについて」審議を行います。事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：7 月 1 日号の市の広報、及びホームページに、傍聴についての記事を掲載しましたところ、1 名の方が傍聴を希望されました。会議の公開につきましては、お手元にあります、「緑政審議会会議等の公開等に関する取り扱い要領の 1」に基づき審議会にお諮りすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

興水会長：「緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の 1」では、会議の内容を公開することが、適当でないと審議会が判断した場合は、公開しないことが出来るとあります。次第 1 は、会長・会長職務代理の選出ということでした。次第 2 は、前回審議会議事録の確認などの「審議事項」、次第 3 は「報告事項」、次第 4 は「その他」として、委員に対する情報提供的な内容や次回の日程調整などとなっています。したがって、次第 3 の「報告事項」を傍聴可能とすることが適当と思っておりますが、決めておく必要がありますので、ご意見があればお願いします。

(意見なし)

興水会長：特段ご意見無ければ、報告事項を傍聴可とします。

## (2) 会議資料の公開について

興水会長：次に、審議事項(2) 会議資料の公開について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：本日の会議資料についてご説明いたします。事前送付資料として、既に委員の皆様のお手元にお届けしております資料もございますが、あわせて、お手元の資料をご確認いただければ幸いです。

まず、審議事項に関する資料についてです。資料 1 は、前回議事録です。これにつきましては、審議事項(3)におきまして、ご確認いただいた後、鎌倉市情報公開条例に基づき、公開することといたします。資料 2-1 から 5 は、審議事項(4)の「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正について」の資料です。

次に、報告事項に関する資料として、事前に送付させていただきました、「鎌倉市のみどり 緑の基本計画推進の取り組み」(案)を、「平成 27 年度 緑政実績について」の資料ということで、資料 3-1 から 3 としています。資料 4 は、「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について」の資料です。資料 5-1 から 3 は、「(公財) 鎌倉風致保存会が受けた表彰について」の資料です。

続きまして、その他の事項に関する資料として、資料 6 は、「第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について」の資料です。資料 7 は、「古都保存法施行 50 周年記念事業について」の資料です。資料 8-1 から 2 は、「歴史的風致維持向上計画の策定について」の資料です。

その他に、本日は委員改選後、最初の審議会ということもあり、参考までに「鎌倉市緑政審議会の概要」の資料と近年の取り組みの中で最も大きな成果である「鎌倉広町緑地の開園」に関する資料、これは第 61 回の当審議会で配付したものの再配付ですが、お手元に配付させていただいております。

なお、「平成 27 年度緑政実績について」の資料のうち、資料 3-2 の別冊 1 の決算未了である金額の部分については、市議会への決算報告前であることから非公開としております。

したがいまして、資料 2 から 8 までの資料および参考資料につきましては、資料 3-2 の金額部分を除き、鎌倉市情報公開条例に基づき、請求があれば公開することといたします。以上、会議資料の公開について、ご確認をお願いします。

興水会長：会議資料の公開について、事務局から説明がありました。「緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の 6」では、審議会が、支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与することとなっておりますが、いかが取り扱いますでしょうか。

(意見なし)

興水会長：それでは、傍聴可とした次第 3 の「報告事項」に関する資料 3、4、5 のうち、平成 27 年度決算前の数値を除いた資料を傍聴者に貸与することとします。「審議事項」と「その他」の資料、並びに参考資料は、市の情報公開条例により、請求があった場合に公開するということですので、そのようにお願いします。

## (3) 前回審議会議事録の確認

興水会長：次に、審議事項(3)、前回審議会の議事録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回議事録につきましては、前回審議会終了後に事務局から改選前の各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、岩田委員、煙原前委員、二松前委員から修正のご指摘がございました。ご指摘に沿って修正した議事録を、資料 1 としてお手元に配付してございます。

主な修正箇所について、ご説明致します。岩田委員からは 9 頁、12 行目の「こういうようなもの」という部分に括弧書きで鎌倉市自然環境調査一概要版—を示すと補足説明を追記する修正。同じく、15 行目の「平成 19 年」を「平成 15 年」とする修正。12 頁、1 行目の「淡水ガエル」を「淡水貝類」とする修正。18 行目の「この池の中で生活する」を「この池の中で生活するタイプもあります」とする修正。このほかにも、9 頁から 12 頁にかけての岩田委員の発言について、いくつか文言を整える修正等のご意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。

煙原前委員からは、14 頁から 15 頁にかけてと、22 頁、下から 13 行目からのご発言について文言を整える修正の意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。

二松前委員からは、16 頁、2 行目からご発言について、文言を整える修正の意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。ご確認をお願いいたします。

興水会長：委員の改選もあり、メンバーが変わっていますが、議事録についてはいかがでしょうか。岩田委員ご指摘いただいた箇所については大丈夫でしょうか。

(意見なし)

興水会長：指摘されたとおり、事務局の方で修正いただいているということですので、それでは、前回審議会の議事録を確認したことといたします。

## (4) 鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について

興水会長：次に、審議事項(4)、鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について、ご説明いたします。これまで当緑政審議会では、会議の公開や傍聴について、平成 11 年に定めた「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に従い運営してきたところです。現在、本市では数多くの審議会や協議会が設置されておりますが、情報公開や会議の透明性確保の観点から、あらためて市としての統一的な運用を図る必要が生じたため、「鎌倉市審議会等に関する指針」が改正され、本年 4 月 1 日から施行されました。そこで、当緑政審議会としても、これに沿った会議ルールの改正が必要となったため、今から担当よりご説明させていただきます取扱要領の改正案についてご審議をお願いいたします。

林課長補佐：それでは、鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について、説明させていただきます。お配りしている資料 2-1 は、このたび改正された「鎌倉市審議会等に関する指針」です。そして資料 2-2 はその新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正

後となっております。まずはこれに沿って、今回の議題であります、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」の改正に繋がる指針の改正箇所について、主要な部分をご説明いたします。

2 ページ目の一番下の行から 3 ページ目をご覧ください。第 3 条 (3) アからウですが、ここでは、会議を原則公開とする旨の改正をし、非公開とする場合の事由を明らかにすること、非公開の決定は審議に先立って行い、全ての議題が非公開となる場合は、会議の開催自体を公表しないことができること等を新たに規定しています。このことにより、今後の審議会では、非公開となる部分が極めて限定的とすることが求められます。

次に、3 ページ目の下から 4 行目から 4 ページ目にかけて、をご覧ください。第 3 条 (3) オですが、ここでは、原則として委員に配付されたものと同じ会議資料を傍聴者の閲覧に供すること、会議資料は傍聴者の求めに応じて提供すること等を新たに規定しています。

次に、5 ページ目の真ん中あたり、第 7 条をご覧ください。ここでは、会議資料や会議録の公表について、能動的に行っていくことを前提に改正しています。また、改正前の第 2 項を削除したことにより、市議会議員を含む市民からの会議資料の要求に対しては、鎌倉市情報公開条例に基づき対応する考えを示しています。

次に、6 ページ目の真ん中あたり、第 9 条をご覧ください。ここでは、専門分科会等についてもこの指針を踏まえて会議を運営する旨を定めており、当緑政審議会においては、部会がこれに相当します。

そのほか、傍聴に関する事など、軽微な改正が行われています。

次に資料 2-3 をご覧ください。これは現行の「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」と改正案の新旧対照表です。これに沿って、今回の議題となっております、取扱要領の改正案について、主要な部分をご説明いたします。

まず、1 の「会議の公開」ですが、(1) では、指針の改正に併せて鎌倉市情報公開条例に規定する非公開情報に該当するものや公正な審議が著しく阻害される恐れがあるもの等を除き、会議を公開する旨の規定としております。また、(2) では、事前に傍聴者の募集を行うことを考慮し、会議の非公開は会長が会議の招集と併せて議題ごとに決定し、当日の審議会次第のご確認をいただく際等に、非公開部分を変更する必要があると判断された場合はそのようにできる旨を規定しております。(3) では、会長が全ての議題を非公開とする判断をした場合は会議の全てを非公開とする旨を規定しております。

次に 2 の「傍聴者の定員」ですが、これまでの傍聴者の要件は市内在住又は在勤としておりましたが、他のまちづくりに関する審議会の状況等も考慮し、何らかの利害関係がある事業者や学生等の傍聴希望も想定し、要件を撤廃することといたしました。

次に 3 の「会議の公開の周知」ですが、次のページにかけまして実際の事務局における事務を踏まえた改正をしております。

次の 4 の「傍聴の申込み」についても、指針の改正と実際の事務を踏まえて、傍聴希望者が定員を超えた際の傍聴者の決定方法を規定しています。

次に、1 つ飛びまして、6 の「会議資料の取り扱い」ですが、指針の改正に併せて、(1) では会議資料を、非公開情報を除き傍聴者の閲覧に供すること、印刷の枚数や費用等によ

り傍聴者向けの資料を用意することが困難な場合は、傍聴者に配慮した代替措置を講じることでその代わりとすることができることを規定しています。また、(2) では、傍聴者の求めに応じて会議資料を提供すること、(3) では会議資料をホームページ等で公表することを規定しています。

次に、3 ページ目の 7「会議録の作成及び公表」では、従前からの会議録の確定方法を規定するとともに、ホームページへの掲載による公表と貴重動植物保護の観点から発言の一部を公表しないことを可能とする規定をしています。なお、会議録にあたっては、鎌倉市情報公開条例の趣旨を踏まえ、発言された委員の氏名も表記され、公開の対象となります。

次に付則ですが、施行期日は本日の審議会でご承認をいただければ直ちに次の審議会から適用できるよう、明日、7月13日の施行としております。また、他に定めがあった「鎌倉市緑政審議会部会の公開等に関する取扱規定」ですが、参考までに資料 2-5 として用意しておりますので、併せてご覧ください。これによりますと部会は非公開、部会の資料や会議録は公開との規定となっておりますが、このたびの指針の改正を踏まえ、部会の取扱いもこの取扱要領に一本化することとし、この部会の取扱規定は廃止することとしております。なお、このことに伴い、資料 2-3 の 1 ページ目に戻りまして、1「会議の公開」の(1)本文において、改正後の取扱要領では緑政審議会と部会を併せて「審議会等」と呼ぶこととしております。

次に、4 ページ目には、この取扱要領の改正が承認されたあとの運用上の特記事項を記載しています。1 点目は、現場視察についてですが、現実的に会議公開の考え方を適用することが困難ですので、今後は審議会の会議とは区別して取り扱うこととしたいと考えています。現場視察は報酬の対象外ですが、委員の皆様の貴重なお時間をいただくこととなりますので、なるべく審議会と同日に行う等して、皆様のご負担にならないよう配慮していきたいと考えております。2 点目は、毎回の審議会の最後に作成している「当日確認事項」についてですが、これは別に定める「行政文書の作成に関する指針」に規定する会議録にはあたらないため、この取扱要領 7 に規定している会議録とは区別し、会議資料の 1 つとしての取扱いを明らかにしたいと考えているものです。3 点目と 4 点目については、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。5 点目は、先ほどご説明したとおり、この取扱要領の改正案をご承認いただければ、次回からの適用となりますが、情報公開制度の趣旨を踏まえて、会議資料や会議録の公表等、可能なものについては、今回の審議会においても改正後の取扱要領に沿って対応したいと考えているものです。

最後に、資料 2-4 は会議が非公開と判断されるケースについて、過去の審議会での議題や想定される事例を例示したものです。1 点目は、個人を識別できる事例として、市民から提出された要望書等についての審議や特別緑地保全地区等の指定候補地に係る詳細な区域の検討や土地所有者からの意見書に係る審議などが挙げられます。2 点目は、審議を公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある事例として、貴重な動植物の生息地が特定でき、自然保護の観点から伏せるべき内容が含まれる場合や、特別緑地保全地区の指定に係る審議等で、未

成熟で市民等に誤解を与える可能性のある場合、国県からの事前の情報提供的な内容を含む場合などが挙げられます。

以上で、説明を終わります。鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正についてご審議をお願いいたします。

興水会長：会議等に関する取扱要領について、市全体のルール of 改正になるので、それに伴う指針に沿う趣旨で緑政審でもご提案いただいたのですが、当審議会として公開に関する取扱要領を改めておく必要があります。何かご意見、ご質問はありますか。

山本委員：市民委員として何か意見を、審議会の前にまとめて出したい場合は、事前に事務局に提出した方が良いですか。

興水会長：この場でご発言いただくのが原則です。何か資料を基にするなら、事務局にご相談していただいた方が良くと思います。

山本委員：わかりました。

興水会長：他にありますか。基本的には統一のルールで、幅広く公開するというものです。しかし、中には時期尚早であるとか、個人的な情報があったりします。特にこの緑政審に関しては希少動植物の存在情報があるので、取扱いについては慎重にする必要があると思います。それに関しては、非公開となる場合があることが、この資料 2-4 に当審議会がこれまで公開しなかった、あるいは公開を制限した件について書いてあります。この事例については、こういう事例をこの場で確認するということがよろしいですか。改正案には入れていないですね。

林課長補佐：それにつきましては、具体的にこれで確認をしたということではなくて、非公開となる事例について具体的に例示をした方が、皆さまにご理解いただけやすいかな、ということで資料としてつけさせていただきます。

興水会長：議題そのものが非公開になれば、公開しないということになり、関連する資料も非公開になるのでしょうか。特に岩田委員。そういう扱いについて何かご意見あれば。

岩田委員：確か第 1 回目の時に、貴重種に係るものは慎重な配慮をいたしますと言っていたと思います。非常に、当審議会では適切な扱いをしていただいていると思うのですが、他の審議会を傍聴すると結構貴重種の情報の扱いに配慮が足りない部分も見られるのですが、当審議会についてはそういったことはないと思います。

興水会長：特にご意見なければ、事務局からご説明いただいた内容でご承認いただいたものとしませう。それでは、この新旧対照表に示された取扱要領の改正案は当審議会承認したものとして確定し、次回審議会から適用することとします。

以上で審議事項を終了いたします。ここで傍聴者に入室をお伝えしますので、暫時休憩とします。

(傍聴者入室)

興水会長：傍聴者の方におかれましては、大変お待たせいたしました。事務局からも説明があったとおり、お手元の貸与資料については、昨年度の決算値に係る数値などが一部公開できないものがございますのでご了承ください。審議を再開します。

### 3 報告事項

#### (1) 平成 27 年度 緑政実績について

興水会長：それでは、次第 3、報告事項の(1)「平成 27 年度 緑政実績について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：平成 27 年度緑政実績について報告いたします。資料は、事前にお送りいたしました資料 3-1 から 3-3 で、「鎌倉市のみどり 平成 28 年度版」とその別冊 1、2 です。

この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画で掲げている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告の上で毎年広く公表しているものです。本書は、事業実績を報告するものである以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、「鎌倉市のみどり（案）」をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。なお、決算が終了しておりませんので、資料 3-2、別冊 1 の金額部分については非公開資料としております。それでは、資料の内容について担当より説明させます。

林課長補佐：みどり課課長補佐の林です。よろしくお願ひいたします。それでは、「鎌倉市のみどり」について、その主な部分を説明いたします。

まず資料 3-1、本編ですが、2 枚めくっていただき、目次をご覧ください。ローマ数字の「Ⅰ」の「緑の基本計画の概要」は、緑の基本計画 概要版の内容を掲載し、「Ⅱ」の「計画推進の取り組みと実績」では、緑の基本計画を実現するための、各制度・事業ごとに、主に昨年度を中心とした取り組みと実績を紹介しています。「Ⅲ」の「関係資料」では、現行の緑の基本計画に掲載している緑の現況に関する基礎資料のうち、数値に更新があるものなどを掲載しています。

それでは、記載内容について、主な部分のみ、抜粋して説明いたします。「Ⅰ」の緑の基本計画の概要については、12 頁から 13 頁にかけての緑地指定等の目標値を、事業の進捗に併せて更新しております。

次にローマ数字の「Ⅱ」の「計画推進の取り組みと実績」について説明いたします。20 頁から「取り組みと実績」の欄に記載した内容を中心に、主な項目について説明させていただきます。なお、掲載している写真につきましては、可能な限り更新をしています。

まず、20、21 頁の「歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区」についてですが、平成 26 年度から引き続き、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行っていることなどを記しています。

24 頁をご覧ください。「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、一番下から 3 点目の箇条書きですが、国による地域主権改革で県から事務移譲された近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応として、平成 27 年度に約 3.3ha の土地を買入れました。

33 頁をご覧ください。「史跡名勝・天然記念物指定等」では、下から 4 点目に、平成 26 年 11 月に着工していた史跡鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣功し、平成 28 年 3 月 30

日に竣工式と奉祝行事が行われたことを記載しております。なお、事業主体は鶴岡八幡宮です。

35 頁の「歴史的風致維持向上計画」をご覧ください。緑の基本計画に関係するものとして、下から 2 点目に、いわゆる歴史まちづくり法に基づく「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を策定し、主務大臣から認定を受けたことを記載しております。なお、計画の策定に併せて、方針欄の記載内容を変更しています。このことについては、後ほど、その他の議題として担当課より情報提供させていただきます。

40 頁の「緑地保全推進地区」をご覧ください。一番下の項目ですが、前回の審議会でも報告させていただいたとおり、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、当該制度のつなぎ策としての役割を完結させる等したことを記載しています。

46 頁の「緑地保全基金」をご覧ください。下から 5 点目に、市への寄附金に対して返礼品を贈呈する「ふるさと寄附金制度」を開始したこと等を記載しております。このことにより、個人からの緑地保全基金への寄附件数が増えています。47 頁には、昨年度の募金の状況、48 頁には運用状況等を記載しており、平成 27 年度末の基金残高は約 7 億 6 千万円です。

49 頁には、平成 21 年度からの継続事業となりますが、昨年度の確保緑地の適正整備事業の実施状況を報告しています。なお、この報告については、本書の 110 頁に詳細を掲載していますので、後ほど紹介させていただきます。

52 頁の「緑地保全・管理の広域的対応」をご覧ください。一番下の 3 項目に、本市を含む 13 の市町が参画している多摩・三浦丘陵広域連携会議主催のウォーキングラリーが鎌倉市から逗子市にかけて開催されたこと、市民参加型のシンポジウムが開催され、「多摩・三浦丘陵の緑と水景を守り育てる行動宣言」が読上げられたこと等を記載しています。

次に、都市公園に関する部分ですが、53 頁、「街区公園」については、平成 27 年 4 月 1 日、新たに 1 か所の街区公園が供用を開始しました。

54 頁の「近隣公園・地区公園」ですが、近隣公園では、写真の左下あたりに、平成 27 年 4 月 1 日に岩瀬下関防災公園を供用開始し、5 月 23 日に開園式を行ったこと、平成 28 年 3 月に(仮称)笛田一丁目公園の工事が竣工したことを記載しています。

56 頁の「風致公園・歴史公園」ですが、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)については、真ん中あたりに、鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより 23,089 m<sup>2</sup>の用地を取得し、用地取得率は 78.8%となったこと等を記載しています。

57 頁、「都市林」では、下から 3 点目に、平成 27 年 4 月 1 日に鎌倉広町緑地を 48.0ha 供用開始し、同年 5 月 15 日、開園式を行ったことを記載しています。また、その次に、平成 28 から 30 年度までの鎌倉広町緑地の指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定したことを記載しています。

1 頁めくっていただき、58 頁から 59 頁にかけて、「都市緑地」では、「(仮称)山崎・台峯緑地」について、59 頁の真ん中あたりに、鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより 29,517 m<sup>2</sup>の用地を取得し、用地取得率が 52.5%となったことを記載しています。また、

次の「(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地」では、3 点目に、安全施設の設置工事を行ったこと等も記載しました。

次に 60 頁から 61 頁にかけて、「景観重要建造物等と一体となった都市公園」の関係では、61 頁の「(仮称)扇湖山荘公園」において、一番下に、今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために、平成 27 年 8 月に「扇湖山荘公開等運営会議」を設置したことを記載しています。また、次の「(仮称)明月荘公園」として、昨年火災で焼失した明月荘跡地について、一番下に、県と神奈川まちづかい塾の協定に基づく協働事業が終了し、今後は神奈川県が他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることとしたことを記載しています。

少々飛びまして 70 頁をご覧ください。「道路の緑化」ですが、若宮大路や砂押川プロムナード等において、市民による様々な活動があったことを記載しています。

次に 72 頁をご覧ください。「公共建物等の緑化」では、平成 27 年度の実績として、市役所駐車場の拡大に伴い、しだれ桜他 8 本、芝桜 270 m<sup>2</sup>を植栽したことを記載しています。

76 頁の「地域提案型の公共施設の緑化」では、下から 2 点目に、市民団体等により、若宮大路に 5 本、源氏山公園に 20 本桜が植樹されたことを記載しています。

次に、77 頁をご覧ください。運用を休止していた「グリーンバンク制度」ですが、今後も市としての運用が見込めないことから、1 番下に、平成 28 年 1 月 26 日、鎌倉市グリーンバンク実施要領を廃止したことを記しています。

次に、81 頁から 82 頁にかけて、「緑のレンジャー」について、82 頁、2 つの活動内容の一覧表の下に、緑のレンジャー・シニアの 0B、0G からなる自主活動グループが神奈川県に NPO 法人の認定を受けたこと等を記載しています。

また、84 頁から 86 頁にかけては、「緑化推進団体の育成による事業の展開」として、鎌倉市公園協会や鎌倉風致保存会による取り組みを記載しています。この中で、鎌倉風致保存会について、86 頁の下から 3 点目に、御谷緑地において「里山ふれあい祭」をリニューアルした「かまくら里山フェスタ」を開催したことを記載しました。

92 頁の「緑の情報提供の充実」では、真ん中よりやや下のあたりに、(公財)都市緑化機構発行の「都市緑化技術」に「鎌倉市の緑保全～鎌倉市緑地保全基金を活用した緑地の確保～」を寄稿し、本市の取り組みを全国に紹介したことを記載しました。

96 頁の、緑の顕彰制度についてですが、下から 2 番目に、市の基金に対して 100 万円以上の寄附をした 1 個人、1 団体が鎌倉市市政功労者表彰を受けたことを記載しました。また次に、鎌倉風致保存会が、(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞したことを記載しました。

97 頁からは、特定地区に関する取り組みと実績です。110 頁をご覧ください。特別緑地保全地区に関連して、先ほど触れました確保緑地の適正整備事業の概要報告を掲載しています。緑化推進専門委員としてもご尽力いただいている岩田委員からも多くの助言をいただき、鎌倉らしい谷戸の植生や野生鳥獣の生息環境の維持、回復に向けた取り組みの成果が徐々に表れています。

続きまして、112 頁から 118 頁には、現行の緑の基本計画の 155 頁以降に掲載している「主な都市計画公園・都市公園」の整備の方針について、その後の事業の進捗の併せて内

容を更新して掲載しています。更新箇所としては、117 頁に鎌倉広町緑地の供用開始、118 頁に山ノ内西瓜ヶ谷緑地の供用開始について記載しました。

122 頁からは、緑の基本計画の 167 頁以降に掲げる地域別の方針に対応する形で、流域を踏まえた地域別の方針に対する主な実績を記載しています。135 頁からのローマ数字の「Ⅲ 関係資料」は、緑の現況に関する資料として、各数値等を更新しています。

本編については、以上です。次に、別冊 1 は執行済金額一覧となっています。昨年同様に、把握可能な範囲で、執行済の金額を記載しました。その執行額の内訳は、右側に、国費・県費、その他（寄附金、地方債）、市費として記載しました。3 頁の円グラフは、この一覧表を基に、市費・県費等の割合を示したものです。なお、冒頭に課長からお話しいたしましたとおり、執行額一覧の資料については、議会の承認を得ていないため、決算の審査が終了し承認を得るまでは、非公開の扱いとなりますので、重ねてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

次に、別冊 2 は緑政上の課題についてまとめた資料となっています。一昨年の当審議会において、次の緑の基本計画の見直しに向けて、毎年の「鎌倉市のみどり」の中で課題を整理していく、というご意見をいただいたことから、昨年度から、このような形でまとめています。

まず、1 頁目には、鎌倉市緑の基本計画における「施策」と「制度・事業」の関係の概念図をつけさせていただきました。

次に、「課題の整理」の方法です。2 頁目をご覧ください。表のうち、「基本的な方向性」の欄には、緑の基本計画に示している各制度・事業の方針の概要を記載しています。それから「進捗、主な実績」の欄には、これまで「鎌倉市のみどり」の中で報告をしてきた主な内容を記載し、その後、「短期的な課題」として、主に緑の基本計画の中間年次である平成 32 年までを目途に取り組むべき課題、次に中長期的な課題として、目標年次である平成 42 年に向けて調整や検討を要する課題を記載しました。この課題を示していく項目については、昨年度の報告と同様に、緑の基本計画を主な行政計画と捉えて事業を進めている、みどり課と公園課の事業について示すことが妥当と考え、例えば緑の基本計画の実現に関連する事業として計画に登載している、市民農園や農用地区域の指定のような、農地に係る事業などは、現時点では対象としない考えです。また、昨年度から記載内容を更新している箇所については、アンダーラインでお示ししています。

それでは、内容について、ご説明いたしますが、時間も限られていますので、事業ごとの「基本的方向性」や「事業の進捗・主な実績」については、先ほど説明させていただいたとおり、緑の基本計画や鎌倉市のみどりに記載している内容を要約したものですので、説明を割愛させていただきます。

まず、「保全すべき緑地の確保」の施策のうち、「緑地保全に係る制度」の 1 つ目、「歴史的風土保存区域・特別保存地区」については、緑の基本計画で示している特別保存地区の指定拡大が実現していない状況について、課題として、指定権者である神奈川県において、将来的な土地の買入れによる財政負担が懸念されていることを記載しています。

次に、「近郊緑地保全区域、特別保全地区」と「特別緑地保全地区」については、指定が進んだ一方で、都市緑地法の改正により、行為許可や土地の買入れにかかる事務が、財

源移譲なく県から市へ事務移譲されたこともあり、土地の買入に伴う過大な財政負担が、その後の新たな指定事業の停滞を余儀なくされている状況等を記載しています。

3 頁に参りまして、下の段の「市独自の緑地保全等に係る制度等」のうち、「保存樹木・樹林制度・緑地保全契約・樹林管理事業」については、平成 23 年度以降、厳しい財政環境を踏まえ奨励金を年々減額しており、制度の趣旨を踏まえた事業継続の方向性を検討する必要がある旨の記載をしております。

4 頁に参りまして、「緑地保全推進地区」については、法指定等が進捗していることを踏まえ、既に一部で「つなぎ策」としての役割を終えているとの見方もあり、先ほど本編でご説明したように、昨年度、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則の一部改正により対応したため、昨年度、短期的な課題として記載していた「条例改正の検討」を削除しました。しかし、指定の解除や変更については、引き続き、検討が必要と考えております。

次に、5 頁に参りまして、「緑地保全財源の確保」のうち、「緑地保全基金」についてですが、短期的な課題として、平成 22 年度以降、市費の積立を取りやめている状況において、平成 32 年頃に基金が枯渇する見通しとなっています。緑の基本計画実現に向けては、財源が大きな後ろ盾となりますので、その確保に努める必要があります。

次に、「市民公募債」については、現在、緑地保全基金から借換債を償還中ですが、基金の枯渇が見込まれるよりも後の平成 35 年まで、1 億円プラス利息分を償還していかなければならない状況です。

続きまして、「緑地の質の充実」のうち、「確保緑地の適正整備事業」については、平成 21 年度から質的向上を目指して取り組み、徐々に成果が上がってきておりますので、予算の範囲内で、できる限り、続けていかななくてはならないと考えているところです。これまで本市は、緑地の確保に重きを置いて施策を展開してまいりましたが、前回緑政審でのご発言にもありましたとおり、特別緑地保全地区の制度趣旨に沿った質の確保に向けた取り組みや、確保した緑地の特性や利活用等の方向性を踏まえた植生管理の目標を検討する必要があります。この適正整備事業は鎌倉広町緑地での取り組みなどとともに、そのモデルケースの 1 つになってくると考えています。

6 頁に参りまして、「緑地保全・管理の広域的対応」では、歴史的風土保存区域や近郊緑地保全区域など、法制度の趣旨に照らして広域的に重要とされる緑地については、国県市の適正な役割分担に基づく取り組みが行われるよう、国県に要望していく必要があると考えております。

次に、6 頁から 7 頁にかけて、「都市公園の整備」の施策のうち、「都市公園としての保全・整備等」については、全般的に、現在公園整備事業が進捗中のものがあるほか、整備着手の見通しが立っていないものや再整備の必要性が生じているものが多くあります。

8 頁に参りまして、都市公園の管理に関する事業として、「公園施設の長寿命化に係る計画等の作成」については、長寿命化計画が未策定の公園について、対応が必要であると考えています。

9 頁に参りまして、「緑化の推進」の「緑の創出に係る法制度」のうち、「緑化地域」については、緑化地域制度の緑化基準が、既に運用している市条例における緑化基準との整

合が図れない面があり、これを解決する方法を検討する必要があると考えています。

10 頁に参りまして、中段、「市民が主体となる緑化への支援」の「まち並みのみどりの奨励事業」については、短期的な課題として、厳しい財政環境から予算が削減されていること、中長期的な課題としては、より効果的な制度の運用・充実を研究する必要がある、としています。

11 頁に参りまして、「連携の推進」の施策については、全般的に、鎌倉風致保存会をはじめとする市民団体等への支援や各種啓発事業の充実が必要であるということを挙げております。

現時点での緑政上の課題を抽出し、まとめたものを説明させていただきましたが、今後こうしたことを積み重ねていく中で、当審議会にもご意見をいただきながら、新たな施策展開の方向性を見出し、次の緑の基本計画の見直しに反映できればと考えております。

委員の皆様からもご提案などがございましたら、ご教示いただければ幸いです。長くなりましたが、以上で報告を終わります。

興水会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。

山本委員：資料 3-2 についてですが、実際に進めているそれぞれの事業の費用の内訳が書いてあるのですが、この中で、工事や用地取得などの一時的な費用、緑地を維持管理するための固定的な費用の比率がどれくらいになっているのか、動きがどういう方向になっているのか、固定費が増えているのかと言ったことについてお聞きしたいのですが。

興水会長：今、ご質問について伺いましたが、もう少し詳しくお願いします。

山本委員：固定的にかかってしまう費用と、新規に用地を取得するなど一時的にかかってしまう費用の比率がどれくらいで、どのように変化しているのか。ちょっと心配しているのは、固定的な費用が増えていくと新しいことができなくなっていくという形になると思います。そのあたりを知りたいということなのですが。

林課長補佐：資料 3-2 につきましては、確かにおっしゃるとおり単年度の事業費の内訳でございますので、経年的な変化等は見取れないでしょうけれども、実際には事業ごとに事業費の増減があったり、あるいは年々減っているとか、そういうところから傾向はあるのですが、本日はこの資料です。全てお示しできるかはわかりませんが、できる範囲で、できれば別の機会にお示しさせていただければと思います。

山本委員：細かい数値を知りたいのではなくて、全体の方向としてどうなっているか、しっかり把握しておく必要があるかと思います。

興水会長：どういうまとめ方の作業になるのかも含めて、事務局からどうぞ。

大場まちづくり景観部長：経費のことなのですが、鎌倉市の予算の全体的な考え方として、包括予算制度というものがあります。部に予算が配分されてくるのですが、私もまちづくり景観部に予算が入りまして、部の中の事業の状況に応じて私がマネジメントしていくというのですが、まちづくり景観部の中では、都市景観課、都市計画課、交通計画課等がございます、その事業によりまして、ここにお金を集中してかけるということを私が判断するものです。緑は、今年度は少し我慢をする時期です。その後、他の事業が終わったら、緑に事業の費用を配分していくということがありますので、事実上の執行経費については、年度によって変化はありますが、部に配分されたお金は私の方で配分しておりますので、

固定的経費がこれだけ、自由に使えるお金がこれだけあるという予算とはなっていません。全体の中で、今、緑が必要としている事業に私の方でお金を配分していく。足りない分については、事業の中で工夫をして一部削減をしていきます。緑が一番大きなものとして緑地を買い取っていく費用が非常に大きいです。私どもの部の中の事業の中でも相当な大きなお金ですが、先ほどご説明していた緑地保全基金から特別な財源を充てて動かしています。一般的に使う財源は今の所あまり使わないで済んでいます。先程から何度もご説明していますように、基金という言葉ば緑行政にとって重要なお金が非常に少なくなってきたという状況が一方ではあります。その増加があると、基金を使って緑の色々な事業を動かしていく気運が高まってくると思います。

興水会長：委員からのご質問は、予算の執行額の変化を見たいということですので、そういうこともちょっと検討してください。大変でしょうが、グラフなり、言葉なりで伝えていただければ。

岩田委員：資料 3-1 の 30 ページの表の第 2 号のところの潮害防備保安林ですが、事前にご送付いただいた資料には、0 ヘクタールとなっており、コンマ以下の数値なのでそのようになっていますが、やはり常識的に考えてゼロという表現になってしまうと、普通は有効数字論になるのですが、やはりゼロになってしまうので、単位を平方メートルにするか、1 ヘクタール未満という表現にすべきかと思います。ちょっと検討していただければと思います。

それから、鎌倉市のみどりは年々良くなって、特に、緑の基本計画を実現する過程としてそれを補完する上で非常に重要な資料になっていますので、内容をどんどん充実していただきたいです。

同じく 71 ページですけれども、前回の緑の基本計画の改訂の中では、水系ごとの記載がありました。昨年のところ、オオフサモや外来種、ミズキンバイについての表現を入れていただいたのですが、実は、一時的にこの 10 年くらい激減していたイタチが一昨年から昨年にかけて、あちこちで見られるようになりました。私は神奈川県から依頼を受けて、河川のモニタリングをしているのですが、滑川水系でだいぶ何箇所かイタチの足跡を見たので、そういうのもここに書いてもいいかなと思っています。また、この数年、イノシシが滑川水系でだいぶ見られるようになりました。県で、来年からの鳥獣保護 5 ヶ年計画を策定中なのですが、アナグマがちょっと出ています。アナグマは県が管轄しています。アライグマのトラップに引っかかっていたのですが、最近横須賀で再発見されている。鎌倉市内ではアナグマは見かけないですが、近郊緑地保全区域などでは、いてもおかしくないと思います。これから出てくる可能性があります。県や環境省としては、市町村単位に事務の権限を移譲する動きが出ています。ですから、せっかくそういうものが再発見されたとしても安易に捕獲されてしまう可能性があります。鎌倉はそのようなことは無いと思いますが、ちょっと気になったものですから。

それから、資料 3-3 の別冊 2 ですが、非常に積極的にまとめていただいて非常に良い資料だと思います。この中でちょっと気になったのが、私もだいぶ深く係わっていたのですが、2 ページの近郊緑地保全区域に繰入れてしまった自然環境保全区域というのがありません。当時では一体で管理するにあたり、自然環境保全地域を解除してしまって、近郊緑地保全地域、近郊緑地特別保全地区として管理していくことになりましたが、その後事務が

移譲されてしまって、結局は鎌倉市の負担がすごく厳しいものになりました。まとまって指定しなければならないのだから、自然環境保全地域だった方が良かったかもしれないと思います。今後、難しいかもしれませんが、自然環境保全地域の再指定することも考えて良いのかも知れません。他に気になっているのが、5 ページの「流域の自然環境調査等の推進（検討）」です。予算の問題とか色々ありますが、モニタリングができていないということです。私が緑化推進専門委員として市内を見ているのですが、個人でやる分にはやはり限界があり、きちんとしたシステムとしてやらなければならないと思います。調査法自体は確定されているので、第三者による客観的なデータの収集をしなくてはならないと思います。調査自体はある一定の訓練を受ければ可能ですが、もっと重要なのは、結果をどのように評価して反映するか。このことが緑の質、最近市民との協働という形であちこち参画されていますけれども、必ずしも生物多様性に配慮しているわけではないですから、生物多様性をどのように今後、担保していくかというのがシステムとして考えないといけない、そういう時期になっていると思います。このことを課題としてちょっと追加していただくと良いと思います。

興水会長：ありがとうございます。今のご質問ですね。しっかりご回答いただければと思います。

林課長補佐：資料 3-1 の 30 ページの森林法につきましては、ご指摘、よくわかりました。保安林制度につきましては、神奈川県と記載の仕方について調整させていただきます。その他、色々貴重なアドバイスをいただきましたので、なるべく反映させていただきたいと思います。

興水会長：最後の生物のモニタリングの話ですが、他のところと調整があるのかなのか、どこで調査をするのか。

永井みどり課長：自然環境調査は、8,000 万円程度のお金をかけて以前やったものです。だいぶ古くなってきましたので、ちょうど 1 年前にこの緑政審議会でも岩田委員からお話がありまして、再度のモニタリングが必要だろうというご指摘を頂戴しました。今、岩田委員から、緑化推進専門委員の立場でしていただいているモニタリングの調査の積み重ねを、どのようにまとめておくかによって、どの程度の調査を今後行う必要があるのかは私どもの手を動かせばできるわけですが、その先に、再調査をできるかどうかは現時点ではちょっと見通しが立たないです。これは、生き物を調べると言いながらも、あくまでも緑の基本計画で保全対象緑地とした所を、今後保全がなっていない所、あるいは保全した所の質を担保していこうとした趣旨で行うものですので、やるとすればみどり課が原課ということになります。もちろん、公園として供用開始された所は公園課という考えがあるかもしれませんが、一義的には緑の基本計画の所管課である我々が請け負っていると考えています。ただ、その見通しが立ってなく、その手法を考えなければならないので、まだ、引き続き岩田委員にもご相談をしていきます。

岩田委員：自然環境調査を行った当時、8,000 万円出していただいて、もう二度とできない調査だというのはわかっていたものですから徹底的にやったのですが、現状、予算が限られる形で、何ができるかをちょっと考えていかなければならない。調査自体は市民の方をレクチャーしながらすることも可能ですし、GIS を使ったデータベースはできているので、その中から抽出して、非常に重要な環境を有するとか、貴重種の部分とか、ちゃんと残っていることをチェックするチェックリストをまず作って、できる範囲で少しずつ進めるのが良

と思います。やはり、結果をきちっとまとめなければならないので、まとめる部分については、少し予算をとっていただければ。調査自体はボランティア等を活用していただければと思います。

輿水会長：専門的な知識を持った市民等と、提供された情報の後に、信頼できるものをどうやって構築していくか検討するのが必要あるかもしれませんね。

石川委員：資料 3-3 の 5 ページに先ほど小林副市長の話にありましたように、平成 32 年に基金が枯渇する見込みであるということでした。色々とてもよくまとまっている資料ですが、何が一番大事かというメリハリをつけて検討していかなければならない。やはり基金が無くなる、せっかく良い豊かな鎌倉ということでも、先が見通せないのですから、個々に関してはもう少し丁寧に教えて欲しい。ここに書かれているものだけではどうなるかわからない。無くなっていくことに対して、必要な財源の確保が必要と書いてありますけれども、それから他の市の事例も踏まえてですけれども、私どもが具体的に何か意見を出したり、検討したりできるような形で、この緑政審が役に立つと良いと思います。それで、同じような首都圏でも、例えば横浜のみどり税等は、非常に意欲的に展開しています。それから川崎は工業地帯があったり、マンションがあったり、非常に元気があります。同じ首都圏でもそれぞれの街の特徴に応じて、どういう施策を打つか考えなければならない。皆さん鎌倉のこの環境が好きで、市民の方は住んでいらっしゃると思いますので、良い環境をいつまでも良くしていくのであれば、それなりの応分の負担という考えも必要であるという論法もあると思います。これに関しては、非常に大事ですので、しっかりとした議論を行う必要があります。それともう一つ、なんととっても観光、外からの人ですね。いらっしゃる観光客の皆さん。この鎌倉の資源を楽しんでいただいている。例えば、先日北海道の学会に行ったのですが、違う世界かと思うくらい中国とか台湾の方々の観光バスが来ていました。あのようになったら鎌倉は大変なことになります。やはり根強いアジアからの皆さんが、鎌倉に来たいという気持ちを持っていらっしゃるということはあると思います。そういう観光客の動向等とこの緑地を守る保全の基金の財源ですね。そういったことも考えなければならない。

もう一つですね。先ほど資料 3-2 で、「世界遺産登録の推進と関連する事業」ということで、その費用が計上されていますね。この間、緑政審では世界遺産の登録に関しては、理由はよくわかりませんが、ほとんど情報が無い形で推移しています。それで、みどりにおける項目を見ていただいても、世界遺産を構成する重要なものは緑だと思っていますけれども、それと世界遺産がどう関係するかという議論は行われておりません。しかしながら、この資料 3-2 には決算が載っている。そういうのが私は不思議に思います。これから保全の基金が枯渇しようとしているとなれば、やはり世界遺産登録に向けた一番ベースとなる緑に関しては、言及する必要があると思います。それと、基金がどれだけ関係するのかわかりませんが、やはり世界遺産登録を推進するのであれば、この検討すべき事項の中に、調査が必要と思いますし、そういう項目がないとリンクしません。財源、基金に関しては非常に重要な検討事項であります。

永井みどり課長：まず、石川先生からご指摘いただいた箇所である基金に関する詳細な資料、私どもでどんなものをどの程度というのがありますので、また事前にご相談させていただけれ

ばと存じますが、次回の審議会でそういうものの議論ができるような資料を準備し、ご報告させていただければと思います。緑地保全基金がこれまでいくら積み立てて、いくら取り崩して、今後どうなっていくのかということですので、我々、都市計画事業でもってやらなければならない事業に充てていく見込みもありますので、そういうところのご報告をさせていただくことで、議論が深まっていくと考えております。

それから、資料 3-2 のところで「世界遺産登録の推進と関連する事業」に要した経費ということで、今、これをここに入れさせていただいているということですが、毎年こんな形で入れさせていただいたもので、そのままの流れで入れてしまっている訳ですが、額としては年々小さくなってきて、世界遺産の推薦に向けてやっていたことに比べると随分小さい額になったのだらうと考えております。詳細については申し訳ございません。ちょっとどのようなものに使っていたか調査の時間を頂戴したいと思います。ただ、世界遺産につきましては、確かに緑政審議会でご審議いただいているという所がある中で、関連するものとしてここに入れさせております。私ども、例えばですね、古都の特別保存地区の指定を、神奈川県へあるいは国の方へ指定していただけるように要請するなんてことも大きな方針として持っていますので、そういう緑サイドからの取り組みというのが、次、世界遺産にもし推薦されるようなことがあれば、その時に足を引っ張ることが無いように緑の基本計画はしっかり進めておきたいと我々は考えています。

観光客につきましては、なかなか課題が大きくて、私が今ここで申し上げるにはなんとも申し上げられないところなのですけれども、観光客からは税を徴収してはどうかとか、昨年もこの審議会の中で、ハイキングコースの中に募金箱を設置してはいかがとか、色々なご意見を頂戴したのですが、私ども税の制度を不勉強というところがありますのが、まず第 1 点。また、募金箱なんかは、公金管理の側面で人が自由に出入りするところに設置するのはなかなか難しい可能性があるのだらうと昨年は答弁させていただいたわけなのですが、そのような観点を踏まえまして、どんな方法があるかというのは私どもが知恵を出すところであるのだらうと現時点で考えている、そこまでしか申し上げられないのが実情であります。

大場まちづくり景観部長：ちょっと補足をさせていただきます。一つは税の件なのですが、鎌倉に来る観光客から税が取れないものかという検討は、税部局の方でも検証したことはあるのでしょうか、事実上、京都の事例などもございまして、お寺さんに税をかけるとか、結局これは成就しないわけなのですが、同様なことをしてもおそらく仏教界の理解を得られないでしょうし、どのように税を取るかという方法論も検証はしたのですが、動いていない状況からすると、非常に実現が難しいのだらうというのがあります。ただ、過去から、鎌倉の緑についての税に関する考え方について、一時、都市計画税を上限まで取らずに下げている時期がありまして、税率を上限まで戻す時に、鎌倉市ではこれから緑地を保全したり、維持管理をしなければならないという、緑のためにという理由を既に使っているのは事実でございます。改めまして横浜市のように、緑のための税金を賦課するとか、あるいは山梨県道志村の水源涵養林を買うのに相当なお金を横浜市民が水道料に上乘せされているという状況がありますので、かなり緑に関して横浜はお金を集めているところがありますが、鎌倉は過去に一度緑のための都市計画税の上昇という方策を採っています。新

たに応分な負担という意味合いで税を徴収することになりますと、おそらく今、緑地を保全して相当なお金をかけているエリアと都市化されているエリア、鎌倉の場合はちょっと見ていただいたらわかりますけれども、かなり南側の方に偏っていると言いますかね、緑地を残すお金が投下されていることもありまして、なかなか大船地区あるいは台地区、あの辺りの周辺の皆さんからは、直接的に身近に緑を、市が投入した税の恩恵を受けられないということがあって、では、エリアごとに税のかけ方を変えとかになるのかなと直感的には考えますけれども。そういうことが外国なんかですとアメリカのセントラルパークの周りなどは近い所から税率が高くなったりするのですが、そういう意味合いで、例えば鎌倉広町緑地等も百数十億円かけたのであれば、周辺の方に多くの税をかけるかとか、そんなことがあり得るのかどうか、理解が得られるのかどうかも含めまして、税という強権を発動して、お金を集めていくということに関しましては、かなり議論を深めていき、納税者の方のご理解をいただきませんと、なかなか難しいことだろうなと思っています。

興水会長：市民が嫌がることはやりにくいという感じです。趣旨は分かるけど自分は負担したくないということもありますからね。

石川委員：市民の皆さんが自分の街がどうしたらいいかなと考える場所を作った方が良いのではないですかね。

興水会長：守るということに関しては、三大緑地に関しては、市民の方々に大きな支持を得ている。制度的には担保できるようになっている。マネージメントしようということについては、お金が無い。基金はなくなってきている。じゃあ、どうしよう。もう一度議論を起こして、じゃあお金を出しましょうと言ったことになる。

石川委員：そういう「これからの鎌倉」と言ったワークショップはいかがか。そういう下からの動きがないと上の方で心配しているだけでは動かないのではないかという時代になってきていると思います。

興水会長：他にご意見ご質問は。

植木委員：税のことにに関しては全く素人で分かっていないのですが、もちろん、市民が積極的にというのもあると思うのですが、やはり外から遊びに来られる方も相応の負担ということなら、富士山の時に入山税で随分もめていましたけれども、個人的には払って当然と思うのですよね。鎌倉の場合は登山のような届があるものではないのですけれども、団体ツアー客のような場合は、その会社から多少なりとも頂いても良いのではないかと思ったりします。最近ではトレイルラン等企画でやられるいろんな団体さんがいらっしゃるので、そういう場合は、いくばくか使用料的なものが制度としてあっても良いのではないかと思います。やはり、あそこを走ったらそれだけ荒れるわけですから、そこを管理するのは市である訳で、それに対する何かしらを。一般の方たちは参加費で儲けるわけですから、その分をちょっと還元していただいてもばちは当たらないのではないかと常々思っています。

山本委員：鎌倉市に自動車で入ってくる人に対して、自動車の ETC を使って、自動的に課金をするような仕組みを作る検討をされていたと思いますが、その件はどういうことになりましたか。もし、ご存知でしたら。

伊藤まちづくり景観部次長：私の所管している交通計画課で検討している最中です。仕組み的には鎌倉市はもともと切通しの地形を残しているので、十数か所で料金所を設けて、もし、お

金をとることができるならば、料金抵抗をつけることで公共交通に転換してもらうという施策で、通称ロードプライシングと呼んでいます。流入抑制ができるということで、税金を取得する一つの方法として検討が進んでいます。お金を、税金にするのか、違う名目にするのか、それもまだ検討段階です。ただ、なかなか課金根拠が難しく、法整備をどう整備していくか、あと、料金所のゲートを道路上に設けるというのが難しい状況もあって、ETC を使えば良いと思えるのですが、全国レベルで見ると ETC 装備されているのが 6 割なのです。残り 4 割の方が ETC を持っていない。その方と同じ条件で課金をする手段を構築しなければならない。なかなかすぐということにはならないという状況でございます。鎌倉市の観光に来られる方に対しての何らかの負担ということで、そういう側面からすると、今、申し上げているロードプライシングも一施策かもしれませんが、実現となると、まだまだ時間がかかりそうという状況です。

山本委員：緑の基本計画の一番初めの「はじめに」のところで、「鎌倉市にとって緑は最大の資源である」と表現が書いてあるので、いかにしてその周辺を稼ぐか、稼ぐという言い方は良くないかもしれませんが、そういう目的で検討されているのでしょうか。

伊藤まちづくり景観部次長：募金収入に充てると言った考え方もできると思いますが、ロードプライシングという仕組みに限っては、今すぐに実現すると言うにはうまくないのかなと。

興水会長：ありがとうございます。これは大問題でして、本件、場合によっては緑政審議会での継続課題としてずっとご意見を頂戴し続けるのも良いのかなと思いはじめています。基金をどう維持し、どう有効に活用するか。その辺の理解をどうやって市民の方にお聞きいただくか。有効なお金を集めるうまい仕組みを考え、緑地マネジメントに力をいれて、財政をどのように盾にしていくことができるか、大きな大きな政策課題になると思います。緑政審議会は本件について継続課題として、色々と知恵を出し合いながら、政策に提言できるところは提言できると良いのですが、私どもにできる部分は今ご意見を伺った部分でして、少し事務局と相談します。他にご意見ご質問は。

石川委員：会長がそうおっしゃるなら、そういうことで、もう一つ質問が。私は東京に住んでいるのですけれども、やはり子どもたちが古都を勉強するには鎌倉が一番適当ということで、小学校の社会科か何かで鎌倉に来るのです。杉並区なのですが、そういういわゆる学校で首都圏の子どもたちがこちらにいらしているのかは、私は分からない。たぶん、鎌倉市では把握してらっしゃると思うのですが、大変な数だと思います。その時にそれぞれの学校の先生がしおりを作る事もあると思います。鎌倉のお子さんたちがお読みになるような本があると思いますが、そういったものを大量に、首都圏の子どもたちバージョンで安価な価格で買っていただけるようにすれば良いと思います。毎年毎年、教材とすれば良い訳ですから、そういったものを安定的な収入源にするとか、やはり、鎌倉以外の街ではそういったことはできませんので、そういう薄く広く交通税も含めて、色々なメニューを考えるのもとても良いのではないかと思います。

興水会長：ただお金を取るのではなくて、鎌倉らしい上品な知恵で。京都の観光客向けの税はちょっと強引な形でやったので失敗したのだと思います。そうじゃない形で、首都圏で大きなポテンシャルを持っているので、そういったことも踏まえて少しじっくりと知恵を出し合っていきたいと思います。

永井みどり課長：石川先生がおっしゃる案件なのですが、私も痛感する次第でして、どのようにしてという中で、副読本の話もそうですし、私どもふるさと寄附金の話を先ほど少しさせていただきましたが、鎌倉らしい贈呈品をお送りすることによって、少し寄附をいただけないかとかそんなことも進めているところです。引き続き審議会の方からご意見いただきながら事務局は知恵を絞ってまいりたいと考えております。

それから、先ほどの世界遺産のお金なのですが、この中で市費ということで 6,678,000 円というのを挙げさせていただいていますが、これは啓発的なもので、中学生の作文のコンクールに対します景品ですとか、それに係る事務補助嘱託員の報酬ですとかそういうものですので、今回ここに入れさせていただきましたが、そういう内容の物をここに入れるのが緑地保全に係る取り組みと言う風に見られるかどうかというところもありますので、ちょっと再考したいと考えます。

大場まちづくり景観部長：先ほど石川委員から世界遺産に絡んだ議論がありました。緑政審議会での議論は実際にされてはいないのですが、鎌倉の場合はかつての世界遺産登録推進担当という特命担当がございまして、そこで最初に世界遺産について取り組んで参りまして、そちらの中での議論というのがあったと思います。現在も歴史まちづくり推進担当の方で、世界遺産につきまちは引き続き検証が進んでおりまして、海外の事例などを確認していて、前回足りなかったところを埋めていくという作業を地道に重ねているところでもございまして、そういうことにお金は使われているということです。現在、神奈川県と横浜市、鎌倉市、逗子市で、共同で世界遺産への取り組みというのは進めておりまして、そこでの経費というのは一定程度ございまして、それは入っています。

興水会長：緑政実績をきれいな形でまとめるということも大事なのですが、今大事なところ、今後大事になるところは少し丁寧にスペースを使って説明してください。よろしくお願いいたします。まだまだご意見あるかと思いますが、これでおしまいということにはならないので、「鎌倉市のみどり」に関しては今後引き続き永遠に続く課題ですので、ご意見、ご提案があれば事務局の方にお寄せいただければと思います。時間の関係で先に進ませていただいてよろしいですか。よろしければ次の報告事項の(2)「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について、事務局から報告をお願いします。

## (2) 「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について

永井みどり課長：報告事項(2)「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について、報告いたします。本件は、去る平成 28 年 1 月 15 日に開催されました、第 62 回の当審議会において、「これまでの取り組みの経緯をまとめ、引き継いでいく」という趣旨で、越澤会長職務代理からご発案があったもので、本市においても「歴史を後世に残していかななくてはいけないと考える」と言うことで、「緑政審議会として編集し、事務局はそれに協力する」とことなったものです。具体的な作業については、これから行っていくものですが、本日はそのとりまとめの方向性について、事務局として趣旨の提案、また、どのようなまとめにして行くか、と言うフレームとして目次の素案を作成いたしましたので、その内容について説明し、審議会でご議論をいただきたいと考えております。

資料はお手元の「資料 4」です。まず、名称ですが「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」

# 資料 1

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

としました。そして、取りまとめの趣旨については、「平成 8 年 4 月の緑の基本計画の策定から、20 年の節目を迎えることから、これまでの基本計画に基づく取り組みと緑政審議会の経緯を取りまとめる」ことといたしました。続きまして、目次の素案ですが、「はじめに」として、市長と当審議会会長によるとりまとめの趣旨等の紹介を、次に、「緑の基本計画の策定と改訂のあゆみ」として、前回に越澤先生からご提案があったように、審議会と行政の動きを対比して記載するような年表を作成するほか、本市の概要、基本計画の概要、審議会の概要などを、次に、「20 年間の取り組みの経緯と成果」として、緑地保全、都市公園整備、都市緑化、市民活動などの取り組みの記録を、次に、「外部からの評価」として、本市の取り組みや緑の基本計画が受けた表彰の記録を記載して参りたいと考えております。次に、緑と関係の深い施策に関することとして、景観重要建造物等と一体となった都市公園の候補地ともしている歴史的建造物に関する取り組みを簡潔に記載し、資料としては、緑の基本計画の図面の対比による成果の確認や主な行政資料の整理と抜粋、審議会の記録、報道資料などをつけられるかを検討したいと考え、最後に、「おわりに」として、発案者でもあります会長職務代理の方で、是非結びの言葉をいただきたいと考えております。なお、冊子の中には、現役を含む歴代の委員、あるいは OB も含む事務局などによる執筆も入れたいと言うことで、目次の素案を作成しております。以上で報告を終わります。

輿水会長：というご報告でしたが、作業段階、イメージ、目次案が出ました。何かご質問、ご意見などは。

越澤会長職務代理：ちょっとご説明を。一度、実は市の事務局とやり取りして、こういうペーパーにしました。実は行政が編集、発行であるものと少し違った内容になるかもしれません。審議会側が編集しているということになると、行政そのものがやるよりやや幅広に、やや柔らかく弾力的にできるというところが味噌です。もう一つは我々委員も引退の時期になってきたということとして、鎌倉市の幹部なども次々に定年を迎えられていて、ちょうどこの 20 年、第一線で活躍された方も引退されたということで、その間、様々な鎌倉広町緑地の開園など大きな実績も出てきた。ちょうど 20 年。関連で言いますと古都法 50 周年になりますので、緑の基本計画も、私も、今の、その後の推移などは細かいことは自分ではよくわからなくなってくるということもありました。ですから、一回こういうのをきちんとやっておくと、引き続き市の事務局の方は今後も中堅、若手の方々が頑張ってくれると思いますし、審議会の委員も代替わりするでしょうし、新たに市民活動に参加される非常に若い方々が、こういうことを過去やっていたのですねということで、更に新しいことを始めるでしょうし、そんな風になっていくと良い。ある程度ベストな記録があって、それを手がかりに更に詳しく突っ込んで何か知りたい時に、まずこれを開くと大体の流れがあって、それで、こういうところとなりますと、たぶんおそらくは若手の学者とか興味が出てくるでしょうし、様々な緑を踏まえながらまちづくりといった時に、まずこういうのを見てみると経緯が分かる。こういうことも検討されて、今日の段階でこういう項目でよければ更に肉付けをしていきたい。骨子です。大きく方向性で、問題無いということでご議論いただければ、更に肉付けしたいという風に思います。もう少しこういう点を更に追加したらどうでしょうかとか、今日だいが基金について話したので、たぶん基金の実績

# 資料 1

第 64 回鎌倉市緑政審議会資料

なんかを当然入れていかなきゃならないでしょうし、そういうことは当然あるとは思いますが、基本的には計画と審議会の中での取り組みをやや幅広く、それと、緑と関係深い鎌倉の場合、重要なことも起こっていますので、ややそこも広げすぎると際限がなくなってしまうので、みどり課が中心となって、審議会では私が中心となると思うのですが、これは今後の審議会でのサジェッションとか、意見なり何か検討があるかもしれませんので。最後に一方的な意見になりますけれども、当然ながら、岩田委員や石川委員にも何か意見があると思うので、そういうことも考えながら、ということでもし、是非コラムは任せろという相談があれば、また個別にさせていただきたい。

石川委員：これを執筆なさる方はどなたですか。

越澤会長職務代理：直接は事務局です。

石川委員：事務局。大変ですね。

越澤会長職務代理：特に若い方々も頑張ってください。

石川委員：越澤先生がお書きになるのだと思っていました。

越澤会長職務代理：私はコラムだけです。

石川委員：コラムではなくて。それは冗談ですけども、これは大変意義がある、重要なものであると思います。それで、事務局の方は大変だなと思うので、どういう風になさるのか余計な心配をしています。それで、もちろん緑の基本計画からの 20 年ということで良いのですが、鎌倉の場合にはやはり昭和 13 年の風致地区指定、それから御谷騒動があって、それで古都保存法制定につながっていく。短くても良いのでそこは押さえて、緑の基本計画に、という風にやっていく。例えば東京の緑、公園緑地は、もともとは太政官布達からと書いてありますので、やはり風致地区を定めて、御谷騒動があって、古都保存法制定という話はやはり入れて欲しい。それからこの 20 年間の取り組みの経緯と実績ということで、保全とか都市公園とか緑化とかこんな分け方でしていますね。これよりは古都保存法制定があって、三大緑地があってという、やっぱり時代の要請に応じて、まさに前人未到の領域を開拓してきていらっしゃるのですから、こういう種別でやるとつまらないと思います。経緯とあゆみということをみなさんに知っていただくためには種別と言うよりはどのような社会的要請あるいは市民の要望そういったものがこうなったという風にまとめて、結果的に緑地保全がどれくらいできたかとか、そういうことが表で出てくれば良い。この 20 年の取り組みの経緯はむしろ時系列でまとめた方が私は読み応えがあるのではと思います。それから外部からの評価ですけども、これ表彰等と書いてあるのですが、これよりですね、(一社)日本公園緑地協会の緑の基本計画優良事例 40 選とか、あれで鎌倉は 2 回ともきちんとノミネートされておりますので、40 選に関してはその評価とか全部記事になっておりますから、要するに外部からという、つまり鎌倉の緑の基本計画はどういう立ち位置を示して、日本の緑行政をリードしてきたのかということに関してはそちらの方を入れた方が私は説得力があって、社会的意義が伝わるのではないかと思います。

興水会長：大事なところですね。外部からの評価について、ただこういう表彰を受けましたという話を書くよりも、過去からのからみですね。どういう紹介をされたのか。

永井みどり課長：まず、一点目。古都を含めたこれまでの緑の基本計画が始まる以前の経過ですね。その辺りはさらっといくと言った言い方が適切かはわかりませんが、それは入れなければ

ば語れないと考えています。それと、この後情報提供させていただきますけれども、古都保存法の 50 周年と言うことで、そちらはそちらで古都の取り組みをまとめますので、そこあまり重複しないように緑の基本計画の取り組みをまとめたという風に考えております。ただ、石川先生がご心配されていた昭和 13 年の風致地区指定であるとか、昭和 41 年の古都保存法のことがあった、そういうトピックスは入れずに緑の基本計画を語り始めると言うのは乱暴だと思いますので、それは今お示ししているペーパーはこの 1 枚ですけれども、それは無いだろうと考えています。

それから 20 年の取り組みと経緯と成果ですけれども、時代の要請に応じて三大緑地に取り組んできた。そこから派生する形でもって、周りの島状の特別緑地保全地区の指定に取り組んできたという経過がありますので、そういうまとめ方が可能かどうか、不可能ではないと思います。ちょっとご相談させていただきながら、という風には思っています。それから、外部からの評価ですが、表彰等という風に書いてしまったので、なかなか読み取れなかったのですけれども、先生がおっしゃるとおり、緑の基本計画の優良事例 2 回とも選んでいただいて、それはもちろん記録としてきちんとそこにお示しするというつもりでおります。

越澤会長職務代理：緑の基本計画の 230、231 ページに、これは当初の古都指定の時に公文書の図面を入れてあります。これを『新都市』に入れた。当時の神奈川県保存文書を借り出す手続きをしまして、実は、ここに著名な政治家の総理大臣の名前が出ています。折りたたみの大きな黄色の図面を立てて写したので、原本そのものです。この図面をできれば再録したい。もっと拡大した方がむしろ良いのですけれども。これは決裁の、判子がついている文書は、役所は絶対に出さないものなのですが、これ自体に歴史的、文化的価値があるということで、神奈川県庁は OK してくれました。普通は絶対こんなもの出さない、これ自体が大変由緒ある文書です。戦前の指定の公文書の原本はないですね。

石川委員：これは判読不可能ですね。読めない。

越澤会長職務代理：バランスで、解像度を落とした。私も読めないです。

石川委員：でも、読みたいです。

越澤会長職務代理：これは精緻なので拡大したら読めます。佐藤栄作とか。

石川委員：すばらしいですね。

興水会長：大丈夫。審議会資料だからね。審議会資料がまとめた歴史的な資料として。

越澤会長職務代理：それで掲載したりすれば、その手続きは事務局から再度お願いします。

石川委員：こういう色んなところからお取りになって大変ですね。どなたが書くのか心配しています。

越澤会長職務代理：それで、これは私が勝手に言っているのですが、次回の審議会は 1 月頃のことですが、そうすると次回には多少、原稿のある程度粗骨ができていますよね。少しまた、更にご意見を伺って、いつまでに作るのかとかわかります。

興水会長：はい。こういう風に「審議会のあゆみ」は大変意義があることだにご理解いただけたと思います。石川委員からも大変だよねと。

石川委員：ちゃんとやったら博士論文になると思います。

越澤会長職務代理：とりあえず 1 回作って、それで更に改訂版をしていってはどうかと思います。

石川委員：提案なのですけどね。やっぱり私とても大変だと思うのです。あるものをまず、ばさばさと綴じて、一度「おわりに」をお書きになる越澤先生に見ていただいて、というのが、手戻りが無くてよいと思います。

永井みどり課長：昨年度に、こんなイメージではないかという各務原市の資料を越澤先生の方で審議会に配っていただいています。市民委員の皆さん、すみません。委員が改選してしまっているのです、前の資料ですが、こういうものをなんとなく念頭に置きながら目次を作成いたしました。次回に向けてということで、今、石川先生からありましたように、私どもも当然越澤先生の方にご相談させていただきながら事務局の作業は進めてまいります。

越澤会長職務代理：政治的には部長の判断になりますが、審議会編集だと部長にヒアリングして、コラムを書いてもらえる。逆に行政主導だとありえない。それから、前部長とかにもお願いできる。一番目処が。それは書ける範囲で。

興水会長：石川委員の指摘された一番大事な「20年の取り組みの経緯と成果」で、項目別とあるけれども、緑地保全、都市公園、都市緑化、市民活動。これじゃあ何かつまらない。ぼくもそう思います。

越澤会長職務代理：まず、これで整理してみたらどうでしょう。

興水会長：これで整理してもいいのだけど、その都度歴史を見て、その都度こう流れていって、こうなったというのはあまり。

石川委員：20年の話は随分まとめていらっしゃるから、そんなに難しいとは思わないです。これだとつまらない。鎌倉は何をやっているのか。皆さん、自分がお求めになられるのだったら、つまらないでしょう。

興水会長：鎌倉の緑をただ束ねているだけに見える。時間の関係ですみません。大変な作業ですけれども、これはこれで進めていただいて、報告事項を進めたいと思います。

### (3) 公益財団法人鎌倉風致保存会が受けた表彰について

興水会長：報告事項の3風致保存会の表彰について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：報告事項(3)公益財団法人鎌倉風致保存会が受けた表彰について、報告いたします。当審議会の会長、会長職務代理、あるいは委員の皆さまには今さら申し上げるまでもなく、風致保存会は、昭和30年代後半のいわゆる「御谷騒動」をきっかけとして、昭和39年から活動している、我が国で最初のナショナルトラスト団体であり、この活動を契機として古都保存法が成立した経緯があります。

平成26年には設立50周年を迎えた風致保存会は、現在、扇ガ谷の国登録有形文化財にもなっている「旧坂井邸」と言う建物を事務所として、「鎌倉市内の豊かな自然の風光と文化財を後世に伝える」ことを定款に掲げまして、400名あまりの会員による緑地や文化財の維持管理ボランティアなどを中心とした活動を展開しております。

本日は、この風致保存会が、昨年度及び今年度に外部から表彰を受けておりますので、その概要について報告をさせていただきたいと思います。

詳細は、担当から説明させていただきます。

林課長補佐：資料はお手元の「資料5-1」から「資料5-3」までです。まず、昨年度に受けた表彰ですが、(公財)都市緑化機構が主催しております「第35回緑の都市賞」についてござい

ます。

この賞は、樹木や花、水辺などの「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化、青少年の育成等に取り組み、環境や社会に対する貢献の実績と成果をあげている市民団体、企業、公共団体等の団体を顕彰し、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進することを目的としておりまして、緑を増やし守る取組みの実績を表彰しているものでございます。

昨年度実施された本表彰において、風致保存会の活動が、「地域の趣やたたずまいを壊さないよう、自然と歴史が一体となった景観を守り、後世に伝えていく活動」、それから「市民及び企業ボランティアにより、参加型イベントや子供のふれあい体験等を実施し、緑の保全の普及啓発につなげている。」として、緑の都市賞の都市緑化機構会長賞を受賞いたしました。掲載されているページは 3 ページ目の一番上でございます。

資料 5-1 は、平成 27 年 10 月 14 日に、都市緑化機構がプレスリリースいたしました資料です。それから、資料 5-3 として表彰式の際の写真資料を用意させていただきました。

次に、資料は 5-2 に参りまして、「特定非営利活動法人<sup>うまし</sup>美し国づくり協会」が平成 27 年度に、創立 10 周年を記念して創設した「<sup>うまし</sup>美し国づくり景観大賞」についてです。

こちらにつきましても、「鎌倉の聖域「御谷」の景観を守る」として、風致保存会が表彰を受けたものでございまして、「第 2 回<sup>うまし</sup>美し国づくり景観大賞特別賞」として、去る平成 28 年 6 月 22 日に表彰を受けております。

この賞は、地域の個性を活かした良好な景観の創出をするなどし、これを後世に引き継ぐ活動を長年にわたって行っている優良事例を選定し、その活動に取り組んでいる者を地域性・総合性・継続性の面で評価し顕彰する、と言うものでございます。

資料として配付いたしました、インターネットの焼き出しの次にある審査評にもありますが、風致保存会が主目的として取り組む「御谷山林」の管理等の市民主体の活動が、古都景観を守る上で重要な取り組みであるとして評価をいただいたものです。

この資料のうち、チラシにありますように、6 月 22 日に表彰式に合わせまして、シンポジウムも開催され、風致保存会の理事長が参加しております。

こちらの表彰式につきましても、やはりご参考として写真を掲載させていただいております。

先ほどの「鎌倉市のみどり」の緑政実績の中でも、いくつかご紹介いたしましたとおり、風致保存会は様々な取り組みを展開しておりますが、この二つの受賞は、これらの緑地維持保全活動や緑化啓発活動が対外的に評価を受けたものと考えております。以上で報告を終わります。

興水会長：お疲れ様でした。質問は。

(意見なし)

興水会長：ご質問がなければ次いきます。

傍聴者の方に申し上げます。傍聴いただく範囲は以上ですので、ご退室をお願いいたします。

(暫時休憩 傍聴者退室)

#### 4 その他

##### (1) 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について

興水会長：では報告事項終わりました、その他、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について、事務局から報告をお願いします。

永井課長：第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について、事務局より情報提供させていただきます。

全国都市緑化フェアは、都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、開催都市と公益財団法人都市緑化機構の主催により、毎年全国各地で開催されているものです。

このフェアが平成 29 年春に横浜市で開催されることとなり、会場の一角に用意される自治体出展花壇のコーナーに、本市が出展することといたしましたので、その概要を担当より情報提供させていただきたいと思っております。

林課長補佐：第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について、説明させていただきます。お配りしている資料 6 の冒頭につけているのが 1 枚目は、平成 27 年 1 月 7 日付けの横浜市の記者発表資料です。1 枚めくっていただきまして、2 枚目以降の A3 横長の資料はフェアの実施計画の概要版でございます。

冒頭に記載がありますように、フェアの開催期間は 2017 年、平成 29 年 3 月 25 日から同年 6 月 4 日の 72 日間となっております。

会場は都心臨海部の「みなとガーデン」と郊外部の「里山ガーデン」の大きく 2 つに分かれます。この中でですね、開催期間中、様々な展示や催しが行われるわけですが、A3 資料の 3 ページ目、中段右側に日本大通りでの自治体出展花壇について記載されております。「コンテナから溢れだす各地の町並み・風景花壇」をテーマに、30 m<sup>2</sup>のコンテナに、出展都市がそれぞれの魅力を演出した花壇を出展する予定となっております。実行委員会事務局との詳細な調整は今後のこととなりますけれども、本市ともいたしましたは、出展にあたって、市内造園業者の団体にデザイン・施工・維持管理等の面においてご協力をいただく予定となっております。

歴史文化と緑あふれる鎌倉の魅力、それから市内造園業の技術力を全国に PR できる良い機会と捉えて、官民連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

興水会長：緑化フェアについてです。石川委員。

石川委員：鎌倉がお出しになるので、造園業者の方のコンセプトと言うか、考え方。ほんの 30 平方メートルくらいですね。それは造園業者の方がお決めになるのですか。

林課長補佐 それは現在どのような役割分担になるか調整中ですが、基本的には造園業の方々にデザインの原案を検討していただいて、それを市と造園業団体と双方で協議して決定していきたいと考えています。

石川委員：どういうコンセプトでどういうガーデンを造るかと言うことでその都市の文化度が問われます。富山ならチューリップでしようけど、鎌倉として何を出すかと言うことをもう少

し主体的に考えてほしいです。

例えば広町で素晴らしいハンゲショウの群落とかあります。ハンゲショウが日本大通りでうまく行くかどうか分からないですが、そうすると赤緑黄色の華々しいものよりも広町で守った緑地にある、何か、と言うようなテーマを決めて鎌倉らしいものを出していただければと思います。

例えば、ハンゲショウひとつだけでも良いと思うのですよ。ものすごく迫力あると思うのですよ。湿地的な環境がないと枯れてしまうので、少し水をキープできるようなベースを確保して、でも広町から持って行ったらダメですよ。それでこの時期でしたらハンゲショウには早いので広町の早春から初夏の風景を緑化フェアに出すとか、「早春から初夏の広町」というテーマでやればまったく違う展示できる気がします。

永井みどり課長：よくコンセプトにも口を出して、造園業者の団体と上手に連携して進めていきます。鎌倉としてきちんと PR のできるものにして行けるように努力してまいりたいと思います。

興水会長：全国都市緑化フェア、私、委員長でもありますのでよろしくお願いします。

## (2) 古都保存法施行 50 周年記念事業について

興水会長：次に、古都保存法施行 50 周年記念事業について、事務局から報告をお願いします。

永野都市調整課長：都市調整課の永野です。その他 (2)「古都保存法施行 50 周年記念事業について」ご報告いたします。資料 7「古都保存法施行 50 周年記念事業古都保存法 50 年のあゆみとみらい」をご参照ください。本事業は、本年、平成 28 年が古都法施行 50 周年にあたることから、50 年のあゆみを振り返り、現状と課題を確認し、歴史的風土特別保存地区や近郊緑地保全地区などの周辺の緑地の維持管理や活用方法などについて、各方面からのご意見やアドバイスを記録誌としてとりまとめることにより、今後の 50 年に向けた節目となることを目的に行うものです。

事業内容といたしましては、学識経験者の方々にインタビューや、ご寄稿いただいたり、関係者による座談会や、法施行当時の資料や写真等を取りまとめて、資料集的な記念誌を編纂することを主に計画しています。その他、かまくら里山フェスタや地下道におけるギャラリー展示も予定しております。

事業の期間としましては、今年度中を 50 周年の年として、年度いっぱい事業期間と考えております。なお、結果、成果につきましては事業終了後、本審議会でご報告させていただきたいと考えております。以上です。

興水会長：ありがとうございました。古都法 50 周年に向けての報告でした。

山本委員：鎌倉だけでやるのですか？

永野課長：場所につきましては、この事業そのものは鎌倉市と風致保存会、神奈川県と実行委員会です。やるものから基本的には鎌倉市内でイベントをやるものです。

それから古都保存連絡協議会という全国規模の協議会がありますので、そちらの方で主催するイベントについては、50 周年の記念事業を京都でやることになっていますので、そちらの方の参加もしていくということです。

実際には、一番下に書いてある記録誌という、「50 年のあゆみ」と書いています。今ま

でも 10 周年、20 周年、30 周年は少し違いますが、40 周とこれまでも記念誌を出していたのですが、今回はできるだけ記録誌、資料集的なものにしたいなど今の所は考えています。

読み物としてはあまり面白いかではなく、ご紹介のありました神奈川県であるとか国であるとか風致保存会であるとかに市であるとかに散在している資料があるようでしたら、既に他の書物などで出ているものもあるでしょうが、そういうものを一つにまとめてみたいなど今の所は考えております。

興水会長 それは良かったです。発案は国交省で、都市公園法施行 60 周年、古都法施行 50 周年、国営公園設立 40 周年、たまたま数字があってしまったので、3 つを関連付けてやるということになったというのがそもそもの関係です。ということは少し他との関連も出した方が良いのかなど。都市公園とか。国営公園はあまり関係ないけれども、鎌倉だけ、京都だけで宣伝するのではなく、全国的に宣伝すると良いのかなと思います。

永野課長：国の方と連携してということについては、どちらかというとも京都で行うシンポジウムの方が主として、古都保存法に関係している県や市が連携して行うものになります。

東の方では何もしないのか、ということもございますので、イベント的なものは今までやっていたものになりますが、冊子の方を作ることになります。

興水会長：そういうイベントがありますということでした。

### (3) 歴史的風致維持向上計画の策定について

興水会長：次に三番目、歴史的風致維持向上計画の策定についてお願いします。

不破歴史まちづくり推進担当担当課長：歴史まちづくり推進担当 担当課長の不破です。

本日は貴重なお時間をいただきまして、本市の「歴史的風致維持向上計画」について、ご説明をさせていただきます。失礼して着席して説明させていただきます。

まず始めに、委員の皆様もご承知のとおり、平成 20 年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」が制定されました。

これまでも、歴史的なまちなみの保全等を行う法制度として、古都保存法や文化財保護法、そして都市計画法に基づく風致地区などの地域地区や地区計画制度、景観法によるものがありました。これらは文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には、必ずしも十分に対応できたものではありませんでした。

そこで、歴史的な建造物の滅失など、地域における歴史的風致が失われつつある現状を踏まえ、歴史的風致を維持及び向上させ、後世に継承しようとする市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成し、その取組を国が総合的に支援するための制度となっています。

それでは資料 8-1 をご覧下さい。

1 ページの「歴史的風致維持向上計画について」ですが、本市では、平成 27 年 12 月に計画を作成、認定の申請を行い、計画が歴史的風致の維持及び向上のための基準を満たしていると認められ、平成 28 年 1 月 25 日に主務大臣の認定を受けました。

鎌倉市は全国で 50 番目の認定になります。

では、「歴史的風致とは」何かということですが、鎌倉では、中世を中心に建立された社寺や、近・現代に建てられた和風・洋風の建築物など、歴史上価値の高い建造物と、

その周辺に所在する歴史的な建造物とが相まった地域では、祭礼行事や民俗芸能、生業など人々による伝統的な活動が古くから続けられています。こうした地域において、情緒や風情、趣などを感じることができる、良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義しています。

この「歴史的風致」を維持向上するための計画作成に至った経緯をお話しますと、これまで市では、鎌倉の歴史的遺産を人類共通の宝として守り続けるため、世界遺産への登録をめざしてきました。しかし、平成 25 年にイコモスから「武家の古都・鎌倉」というコンセプトに基づく、世界遺産登録は不記載という勧告を受けたため、推薦書を取り下げています。

こうした背景を踏まえ、世界遺産登録への再挑戦は、継続的に取組を進めると同時に、今一度まちづくりの原点に立ち返って、諸課題の解決を図る必要があるとの考えから、平成 26 年度を初年度とする鎌倉市総合計画第 3 期基本計画において、「計画の推進に向けた考え方」の中に「歴史的遺産と共生するまちづくり」を位置付けました。

この「歴史的遺産と共生するまちづくり」の具体的な取組の一つとして、後世に守り伝えるべきまち並みをより明確に示し、まちづくりの基盤を整えていくことを目的に、平成 28 年度から 37 年度を計画期間として、「歴史的風致維持向上計画」の作成に至ったものです。

計画作成に当たっての「鎌倉市における歴史的風致形成の背景」ですが、鎌倉は、源頼朝によって幕府が開かれた後、盛んに建立された社寺をはじめ、中世の道路網を踏襲した都市構造や山稜部の土木遺構、そして保養地の別荘として近代に建てられた和風・洋風の建築物など、時代の流れを反映した貴重な歴史的遺産が数多く残る歴史都市です。

また、緑豊かな丘陵を擁する市域の南には、雄大な相模湾を臨む海岸線が続き、丘陵や海岸からの眺望が優れた、自然を身近に感じることができる都市でもあります。

特に鎌倉は武家政権があった中世の時代がクローズアップされますが、「歴史的風致維持向上計画」では、海にまつわる生業や伝統行事、江戸時代の参詣を兼ねた遊山客を対象とした、若宮大路周辺における商い、明治時代に入り、観光周遊に関わる江ノ電の開通や、別荘文化に由来する習慣・生業・芸術、そして、戦後、鶴岡八幡宮の裏山で計画された宅地造成に対し、市民・文化人・僧侶などによる「御谷騒動」がきっかけとなって古都保存法が制定され、現在も市民等による社寺景観と一体となった山稜部の緑の保全活動の取組が市内各所で展開されていることなど、それぞれ時代の流れを反映した構成としています。

3 ページ、4 ページに鎌倉市の維持向上すべき歴史的風致の概要を記載しています。

本日は時間の関係もございますので、個々の説明は省略をさせていただきますが、中世に建立された社寺が現在も宗教活動を続けている「生きている歴史的遺産」として、歴史的風致の基盤に位置づけ、資料に記載されておりますとおり 6 つの歴史的風致を定めています。

また、この歴史的風致の維持及び向上のため、施策を重点的かつ一体的に推進する区域として、オレンジ色の線で囲っていますが、重点区域を定めています。

この重点区域において、歴史的風致の維持向上のための整備や歴史的風致を形成する建造物の維持管理などに関する取組を推進していく計画になっています。

5 ページ、6 ページをお開きください。本計画に基づき、実施していく構成事業の概要を示しております。計画に位置づけている構成事業は全部で 25 事業になります。冒頭にご説明いたしました、平成 28 年度から 37 年度の 10 年間の計画期間で事業を推進していくこととしています。

6 ページに記載の「歴史的風致形成建造物」とは、歴史的風致を形成する構成要素の歴史的建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上のために重要と認められる建造物を法の規定に基づき指定を行うことで、国の補助メニューが増えたり、補助金額が 3 分の 1 から 2 分の 1 になるなど、より事業の推進が図られることとなります。本計画では、まず公共が管理している 9 件の建造物を候補に位置づけ、順次、改修等の整備を進めていくことを予定しています。

先ほど、25 の構成事業を計画に位置づけていると、ご説明させていただきましたが、本日は緑政審議会ということでございますので、関連いたします事業を資料 8-2 に抜粋いたしましたのでご覧下さい。

現在計画に位置づけしている事業として、資料を 4 枚ほどめくっていただいた下に 191 ページと表記されていますが、「永福寺跡環境整備事業」のほか、次ページ以降に記載の「扇湖山荘庭園防災工事事業」、「樹林維持管理事業」、「緑地維持管理事業」、「風致保存会助成事業」、「歴史的風土特別保存地区買入れ事業」、「古都保存法施行 50 周年記念事業」を構成事業に含めております。

今後は、計画に位置づけた事業の実施にあたっては、事業課の課長さんには歴史まちづくり推進担当課長を兼務していただいておりますので、密に連携を図りながら、緑の基本計画の推進との相乗効果が得られるよう、着実に取組んで参りたいと考えております。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

興水会長：ありがとうございます。歴史的風致維持向上計画についてでした。はい、植木委員。

植木委員：歴史的風致と言うのは情緒や風情・趣を感じることができる良好な市街地の環境と言うことですが、ここ数年とてもコンビニが増えています。駅前の警察跡地は巨大な駐車場になりました。あれはとてもこの趣を感じられる景観とは思えぬ、鎌倉の玄関口であるにも関わらずあの景観と言うのはいかがなものかと思うのですね。

ヨーロッパなんかで古い都市だとコンビニが、私は使わないので行きませんが、あっても周りの風景に溶け込む色合い外観等、規制があるところがいっぱいあると思うのですが、鎌倉もましてや世界遺産になりたいと思っているような都市であるのであれば、これからはそういう規制と言うものを考えるべきかと思うのですね。あの色合いと言うのは全く街並みにそぐわないと思うのですよ。海外では、マクドナルドですらあの色を使わないと言う風土があるので、鎌倉も歴史のある町というのを守る以上、せっかくこういうことをされていくのであれば、考えた方が良く思うのですね。駐車場もただのコンクリート張りをバーっとやって、自動販売機がバーンとあるのではなくて、もうちょっと緑化と言う面からも木を植えた方が景観と言う面からも良いのではないかと近年思います。そのような規制は難しいことなのでしょうか。

不破歴史まちづくり推進担当担当課長：歴史的風致維持向上計画、こちらに関しては、計画に位置付けて規制するという法律ではなく、そこに事業を位置付けて、位置付けた事業を国から

認定をいただいて、その事業を進めていくと言う計画になりますので、その中で何か規制をかけるというのは難しいと思います。

大場まちづくり景観部長：名称が「歴史的風致維持向上計画」と言うことになっておりまして、こういう基本的な考えに基づいて行う事業計画と言う位置付けなのですね。鎌倉は歴史的風致が重層のレイヤー構造になっている都市で、こういう事業を行っていくと言うことに対して認定をいただいて、国からきちっと助成をいただいて、そういう歴史的風致に対して貢献できるように事業を行っていくと言う計画なのですね。

今、植木委員がおっしゃられた中身と言うのは、どちらかと言うと景観法に基づく景観に対する規制誘導の範疇でコントロールしていくものになるろうかと思いますが、都市景観課で行っていて、今ご期待には応えられていないようですけど、なかなかドラステックにコントロール、規制をかけていくのは厳しいのが現状です。

法に基づく計画を作ってそこに届出行為などで景観との調和をしていただいて、一定の配慮をしていただく。色、形態意匠についてあまりひどいものには変更命令を打てると、そういう制度設計です。

今ご意見がありました、駐車場なども他都市と違う看板になっていて、タイムズや三井のリパークとかですとかも他の都市と比べていただけると色彩ですとか大きさですとか、そういうものが違うと思います。それから植栽などについてもできる範囲でやっていただいたり、最終的にはプランターの様なもので代用してしまう場合もあるかもしれませんが、そういう対応をしています。

コンビニについても、表示の仕方を見ていただくと、お使いにならないと言うことでしたが、他都市の表示方法と色が違っていたりとか看板の大きさなどについても小さくなっていたりとか色のトーンが落ちていたりとかがございます。

それから、広告物等についてもかなり協力をいただいておりまして、鎌倉駅前ですと三菱東京 UFJ 銀行については通常は赤い看板ですが、白地に黒を使っています。多分他都市ではこうはなっていないのではないかと思います。

みずほ銀行も通常のみずほ銀行の看板と違っている、横浜銀行も白地に濃い青です。鎌倉駅周辺では屋上広告物などは一切ございませんで、広告物の規制については大船や藤沢と同じ規制ですが大幅に違っています。

かなり景観行政の方も頑張っていますが、なかなか市民の皆さんから十分な評価をいただけない部分もあるのですが、地道に活動しているということをご承知おきいただきたいと思います。

輿水会長：他に何か。岩田委員。

岩田委員：なかなか文化財の話で出てこなかったのですが、最近気になっているのは、今回文化財で書かれているのは、多分ほとんど人工文化財で、自然文化財で積極的に保護、保全しなきゃいけないものが見えてきている。例えば、源氏山公園内の化粧坂、最近まとまった雨が降ると雨水の管理、誘導の仕方が悪いのでこの 20 年で浸食がはげしくてかなり形状が変わってしまう。

鎌倉市でできる公園の維持管理は当然鎌倉市の範疇ですので、ちょっとした工夫をすれば自然の文化財をより長持ちさせられると言うことがあると思う。それも少し積極的に検

討していただければと思います。そういうことを調整する場がないようなので是非お願いします。

#### (4) その他

興水会長：ほかに特にならなければ、次回の日程は。

永井みどり課長：事前に各委員に日程調整表をお配りいたしまして、事務局で調整した日程を申し上げます。平成 29 年 1 月 23 日(月曜日)の 14 時に、場所は鎌倉市役所本庁舎 2 階、全員協議会室で、開催ということでお諮りしたいと思います。

興水会長：いかがでしょうか。それでは、次回(第 64 回)は平成 29 年 1 月 23 日、14 時に、鎌倉市役所本庁舎 2 階、全員協議会室で、開催することとします。

#### (4) 審議会確認事項

興水会長：本日の確認事項を事務局からお願いします。この審議会では、一応、今日議論したこと、決めたこと、あるいは報告したことをこういうことをやりましたと最後に確認します。この前の審議会でどんなことがあったのと市民の方から問い合わせがあった時に、こういうことですよということで、この確認事項を基にこんなことが審議会ではありました、決まりました、議論されましたと伝えられるように、毎回最後に確認事項の確認をします。

#### (確認事項配付後、説明)

永井みどり課長：それでは読み上げさせていただきます。(平成 28 年度 第 1 回) 第 63 回鎌倉市緑政審議会確認事項。日時 平成 28 年 7 月 12 日(火) 14 時 00 分から 17 時 10 分。場所 鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室。

##### 1 会長及び会長職務代理の選出

興水委員が会長に選出され、越澤委員が会長職務代理に指名された。

##### 2 審議事項

(1) 傍聴者の取り扱いについて。次第 3 の報告事項を公開することとした。

(2) 会議資料の公開について。本日の会議資料は、資料 3、4、5 を傍聴者に貸与することとした。なお、資料 3 の一部は非公開とした。資料 1、2、6、7、8 及び参考資料は、鎌倉市情報公開条例に基づく手続により公開することとした。

(3) 前回議事録の確認。議事録を配付し、委員の確認をもって了承した。

(4) 鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について。鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正について、承認された。

##### 3 報告事項

(1) 平成 27 年度緑政実績について。平成 27 年度緑政実績について、事務局から報告がされた。

(2) 「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について。「(仮称) 鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について、事務局から報告がされ、提示された案に沿って作業を進めることとした。

(3) (公財) 鎌倉風致保存会が受けた表彰について。(公財) 鎌倉風致保存会が受けた表彰について、事務局から報告がされた。

#### 4 その他

(1) 第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について。第 33 回全国都市緑化よこはまフェアへの自治体出展について、事務局から情報提供がされた。

(2) 古都保存法施行 50 周年記念事業について。古都保存法施行 50 周年記念事業について、事務局から情報提供がされた。

(3) 歴史的風致維持向上計画の策定について。歴史的風致維持向上計画の策定について、事務局から情報提供がされた。

(4) 次回審議会日程調整。平成 29 年 1 月 23 日 (月) 14 時から、場所は鎌倉市役所 本庁舎 2 階 全員協議会室にて、開催することとした。

(5) 審議会確認事項。本日の審議会での議論を本確認書で確認した。すみません、一部誤植がありましたので、こちら、また皆さまのほうに正式なものを送付させていただきます。以上です。

興水会長：ということで、本日の審議会の審議事項、報告事項について確認しました。他に、何かありますか。

(意見なし)

興水会長：無ければ、当審議会はこれで終了です。ありがとうございました。